

5. 環境保全措置の概要(運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。)

○ 飛散流出防止措置

(例)

- ・荷台へのシート掛け、その他容器転倒防止等を図る。

廃棄物の飛散流出防止措置を具体的に記載してください。

- ・石綿含有産業廃棄物は△△△△の方法により、破碎することのないよう措置を講じた運搬方法をとり、他の廃棄物と混合しないよう、品目別に区分して運搬する。

- ・石綿含有産業廃棄物は、破碎することのないよう、また、他の物と混合しないよう区分して収集・運搬してください。
- ・使用する運搬車は、飛散防止のためシート掛け等ができるものであること、他の廃棄物と混載する場合は、混ざらないように中仕切り等が可能である必要があります。
- ・石綿含有産業廃棄物が変形又は破断しないよう、原形のまま整然と積込み、及び荷降ろしを行ってください。
- ・シート掛け、フレコンバッグに詰める等の飛散防止措置を行ってください。
- ・上記の△△△△には、使用する容器や具体的な運搬方法について記載してください。

- ・水銀使用製品産業廃棄物（〇〇〇〇）は△△△△の方法により、破碎することのない措置を講じた運搬方法をとり、他の廃棄物と混合しないよう、区分して運搬する。

- ・水銀使用製品産業廃棄物は、破碎することのないよう、また、他の物と混合しないよう区分して収集・運搬してください。
- ・上記の〇〇〇〇には具体的な製品名、△△△△には使用する容器や具体的な運搬方法について記載してください。

- ・水銀含有ばいじん等は△△△△の方法により、他の廃棄物と混合しないよう、区分して運搬する。

- ・水銀含有ばいじん等は、運搬中に水銀が揮発しないよう、密閉容器に入れ高温にさらされない措置をとり、他の物と混合しないよう区分して収集・運搬してください。
- ・上記の△△△△には、使用する容器や具体的な運搬方法について、詳しく記載してください。

- ・廃水銀等は△△△△の方法により、他の廃棄物と混合しないよう、区分して運搬する。

- ・廃水銀等は、収納しやすく損傷しにくい密閉容器に入れ、他の物と混合しないよう区分して収集・運搬してください。
- ・上記の△△△△には、使用する容器や具体的な運搬方法について、詳しく記載してください。
- ・漏出事故等に備え、緊急時連絡網、消火器、プラスチック板、ウエス、スポット、ガムテープ、（漏えいした水銀を回収したものやウエス等を入れる）密封容器等を備えてください。
- ・水銀の揮発を防止するため、高温にさらされないために必要な措置を講じてください。
- ・水銀による腐食を防止するため、水銀と合金を生成しない材質の容器を使用してください。

- ・廃石綿等は△△△△の方法により、飛散しないよう慎重に取り扱うとともに、他の廃棄物と混合しないよう、品目別に区分して運搬する。

- ・廃石綿等は、他の物と混合しないよう区分して収集・運搬してください。
- ・積込み・運搬の各過程で廃石綿等を飛散させないよう慎重に取り扱ってください。
- ・プラスチック袋等の積込みは、原則として人力で行ってください。
- ・重機を利用する場合には、フレキシブルコンテナバッグやパレット等を利用し、重機が直接プラスチック袋等に触れないようにしてください。
- ・プラスチック袋等に詰め運搬する場合は、破損のないシートでプラスチック袋を包み込むように覆いをかけてください。
- ・上記の△△△△には、使用する容器や具体的な運搬方法について記載してください。
- ・プラスチック袋や容器が破損した場合は、散水等により湿润化させることにより飛散防止措置を行ってください。

- ・感染性産業廃棄物は△△△△の方法により、他の廃棄物と混合しないよう、区分して運搬する。

- ・感染性産業廃棄物は、専用密閉容器を使用し、保冷車や密閉車両で収集運搬してください。
- ・上記の△△△△には、使用する容器や具体的な運搬方法について、詳しく記載してください。

※ 廃石綿、石綿含有産業廃棄物の運搬については「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」、
廃水銀、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等の運搬については「水銀廃棄物
ガイドライン」、感染性産業廃棄物の運搬については「廃棄物処理法に基づく感染性
廃棄物処理マニュアル」（いずれも、環境省）に、詳細が記載されておりますので、
ご参照ください。